

# 委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### （業務スケジュール管理表）

**第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### （Web会議【発注者指定型】）

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### （Web検査【発注者指定型】）

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web検査実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web検査実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### （業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

**第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### （情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

**第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

**(C I M活用業務【受注者希望型】)**

**第12条** 本業務は、C I M (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務 (受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

**(本業務の特記仕様事項)**

**第13条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(1) 目的

本業務は、日和佐小野線恵比須浜バイパスの終点側交差点の予備修正設計、詳細設計及び一般構造物 (護岸) 詳細設計を行うものである。

(2) 業務内容

**【平面交差点設計】**

①平面交差点予備修正設計

過去の設計成果に基づき、山側に拡幅する場合の交差点形状について、検討する。

②平面交差点詳細設計

予備修正設計に基づき、交差点詳細設計を実施する。

③施工計画

交差点部及び護岸工事の施工方法、施工手順、施工機械、材料搬入等の条件整理を行い、施工計画を検討・立案する。

**【一般構造物詳細設計 (護岸)】**

①設計計画

業務の目的・主旨を十分把握したうえで、業務を円滑に遂行するための技術的方針および検討項目毎の工程計画を策定し、業務計画書を作成する。

②資料収集・整理

設計の基礎資料となる既往設計成果、工事完成図書等の資料を收集整理する。なお、地質調査成果、測量調査成果は発注者から貸与する。

③設計条件の設定

1) 利用・自然条件設定

設計にあたっての利用条件、自然条件、設計津波水位等の設計条件を整理・設定する。

2) 土質資料整理解析

土質資料を整理・解析し、土質条件を設定する。

④波浪変形計算

1) 港内波浪計算

湾内の波浪変形計算を行い、対象施設前面の換算沖波波高 $H_0'$ を算定する。

なお、港外波浪計算については過年度の計算結果を流用することを想定している。

2) 天端高の照査

計算結果に基づき、高潮波浪に対する計画施設の所要天端高を算定する。

⑤設計計算 (1断面)

1) 安定計算

設計条件に基づき、比較検討した構造形式について安定計算を行う。

2) 円形すべり計算

円形すべり計算を行い、所定の安全率を満足していることを確認する。

3) 偏心傾斜荷重に対する支持力

偏心傾斜荷重に対する支持力の計算を行い、所定の安全率を満足していることを確認する。

⑥ 基本断面算定

1) 比較断面図作成

隣接箇所護岸構造を含む、複数の構造形式を抽出し、比較断面図を作成する。

2) 概算数量算定

抽出した構造形式について概算数量を算定する。

3) 概算工費算定

抽出した構造形式について概算工費を算定する。

4) 施工性の検討

抽出した構造形式について施工性の検討を行う。

5) 比較選定

設計計算、比較断面図、概算数量、概算工費、施工性等の観点から比較・検討を行い、最適な断面を選定する。

⑦ 図面作成

詳細設計成果に基づき、工事発注に必要な図面の作成を行う。

⑧ 数量計算

作成した図面に基づき、工事発注に必要な数量計算を行う。

⑨ 照査

仕様書に基づく検討項目、計画内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

⑩ 報告書作成

設計条件、使用した基準、構造形式の決定根拠や経緯についてわかりやすくとりまとめる。

成果品の提出は、下記の通りとする。

- ・ 報告書(紙媒体:A4チューブファイル綴じ) 1部
- ・ 電子成果品(電子媒体) 2部(正副1部)

⑪ 関係機関協議資料作成

一般構造物詳細設計に伴い必要となる、関係機関(海岸管理者及び水路管理者を想定)との協議資料を作成する。